

現地視察 11 公園(平成 19 年 11 月 15 日撮影)



13.佐鳴台第1公園 東側は植樹があっても、歩道はない。

現地視察 12 街路樹(平成 19 年 11 月 15 日撮影)



1.馬込住吉線 常盤町 ケヤキの落葉が散乱している



4.住吉バイパス 歩道の舗装を破壊する。



2.馬込住吉線 常盤町 ケヤキ並木



5.環状線 中央分離帯の低木



3.住吉バイパス 中央分離帯の低木



6.堀出前土地区画整理内 緑道

現地視察 12 街路樹(平成 19 年 11 月 15 日撮影)



7.掘出前土地区画整理内 緑道に並行する道路の中央分離帯は、セメントで固める



8.佐鳴台 植樹と道路が調和している

現地視察 13 排水路と準用河川区域(平成 19 年 12 月 27 日撮影)



1.準用河川・宮井戸川 674m
片側は植樹帯になっている。



4.準用河川・宮井戸川が二級河川北裏川となる地点。
北裏川は芳川に合流する。



2.準用河川・宮井戸川に北裏都市下水路
1,585mが合流する地点



5.準用河川・宮井戸川の両サイドを市道が
通っている。

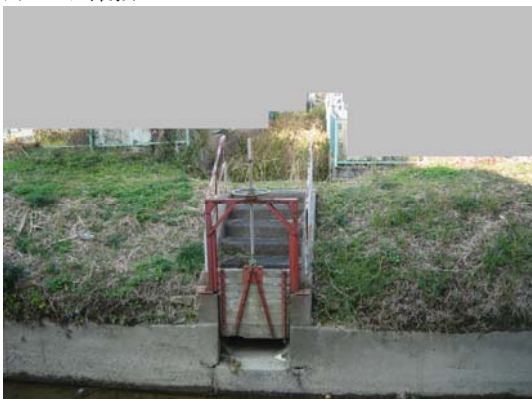


3.準用河川・曳馬川 2,842m
片側は、幅のある土手になっている。



6.準用河川・曳馬川に流れ込んでいる普通
河川(排水路)上島 7 号線 3,039m
(E-425-3-7)及び樋門

現地視察 13 排水路と準用河川区域(平成 19 年 12 月 27 日撮影)



7.準用河川・曳馬川に流れ込む普通河川(排水路)曳馬 10 号線 453m(E-422-3-10)



9.準用河川・曳馬川に流れ込む普通河川(排水路)曳馬 6 号線 914m



8.ヤマハ北側を流れる高林 8 号排水路 (高林 8 号)



10.ヤマハ北側を流れる高林 8 号排水路
排水路も曲線を描くと趣が生まれる。

現地視察 14 屋外広告物(平成 20 年 1 月 16 日撮影)



1.都市景観条例第9条
佐鳴湖西岸地区都市景観形成地区
1片 1.2m以下 1面 4㎡以下
自主的に高さ 5m



3.第一種普通規制地域
高さ 15m以下
1面 30㎡以内



2.都市景観条例第9条
佐鳴湖西岸地区都市景観形成地区
自主的な高さ制限はない

現地視察 15 電柱などの道路占有物その他(平成19年11月3、5日、平成20年1月8日撮影)



1.エスポの前は途中まで歩道



4.排水路にふたをすれば道幅が広がる (イオン市野店北西)



2.雑草が繁茂した公園 (早出北)



5.道路が2本並行している間に、柵が設置 (市野町)



3.街路樹のために狭くなった歩道 (早出北)



6.県道は各幅余地があっても、未整備 (笠井街道)

現地視察 15 電柱などの道路占有物その他(平成 19 年 11 月 3、5 日、平成 20 年 1 月 8 日撮影)



7.狭い歩道の横にフェンスと排水路 (笠井街道)



10.高校近くの道路の歩道自転車道未整備 (浜工北側道路)



8.歩道を雑草が埋めている (笠井街道)



11.小學校正門前に歩道がない (初生小学校)



9.高校近くの道路の歩道自転車道未整備 (浜工北側道路)



12.都市計画道路飯田鴨江線は、長らく途中で行き止まり。現在工事中

現地視察 15 電柱などの道路占有物その他(平成 19 年 11 月 3、5 日、平成 20 年 1 月 8 日撮影)



13.都市計画道路飯田鴨江線は、工事中の先で再び通行止めになる。



16.西小学校横の電柱は、子ども達の通行の障害。



14.歩道の真ん中に電柱が立っている。



17.車がほとんど通らないのに、浜松市立高校北側にタイル敷き歩道が設置されている。



15.狭い道路をさらに電柱が狭くしている。



18.佐鳴湖西岸の歩道は車道より広く、無駄なコストが支出されている。